

よくある質問

《①目的》

(Q①-1) 黙食推奨ステッカー、黙食推奨ポスター（以下「黙食推奨ステッカー等」という。）の配付の目的は何ですか。

(A①-1) 飲食店の飲食に伴う感染リスクを抑制し、お客様が安心して飲食ができる環境を整えるため、黙食推奨ステッカー等を配付するものです。

(Q①-2) 黙食推奨ステッカー等を店舗に掲示するメリットを教えてください。

(A①-2) 黙食推奨ステッカー等は、お客様の食事中の会話を控えていただくことを目的としています。また、お客様が、黙食を徹底していただくことが可能となり、感染リスクの抑制につながります。

《②対象》

(Q②-1) 対象の店舗は何ですか。

(A②-1) 市内の飲食店が対象です。対象となる飲食店は、下記の項目を満たしている店舗を示します。

- ・食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗。
- ・主として飲食を専門とする常設の客席を備えた店舗。

なお、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイートインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）を除きます。

(Q②-2) 本社が市内にあり、店舗は市外にあります申請できますか。

(A②-2) 市川市内にある店舗が対象となります。市外の店舗は対象外となります。

(Q②-3) 複数の店舗を経営していますが、本店で一括して申請することはできますか。

(A②-3) 黙食推奨ステッカー等の配付は、店舗ごとに行いますので、店舗ごとの申請となります。

《③申請》

(Q③-1) 黙食推奨ステッカー等の配付を受けるための要件は何ですか。

(A③-1) 配付の対象となる店舗等は、次に掲げる要件を満たす者とします。詳細は、「感染防止対策取組宣言ステッカー、感染防止対策キット等の配付に関する利用規約」にてご確認ください。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 令和3年6月14日から8月31日において、感染防止対策キット、黙食推奨ステッカー及び黙食推奨ポスターの配付を受けた店舗等でないこと。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けていること。
- (4) 専ら飲食の用に供する常設の客席（休憩の用を兼ねる客席を除く）を備えた飲食店であること。
- (5) 利用規約に同意すること。
- (6) 「市川市感染症拡大防止対策セルフチェックリスト」の内容を実践していること。
- (7) 店舗等情報を市公式 Web サイトに公表することを承諾すること。
- (8) 市長が必要があると認めるときは、聞き取り調査に協力すること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が運営する店舗等でないこと。

（Q③-2）黙食推奨ステッカー等を入手するには、どのような手続きが必要ですか。

（A③-2）市公式 Web サイトより申請いただくと入手できます。なお、市川市感染拡大防止対策セルフチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に示す取り組みを実践していることが必要です。

（Q③-3）パソコンを持っていない場合など、インターネット環境のない場合はどのように申請すればいいですか。

（A③-3）原則オンラインでの申請となりますが、インターネット環境がない方は、FAXでの申請を受け付けます。FAX用の申請用紙は、次の市内5施設で配付しています。

※各施設では、FAX用紙の配付のみとなり窓口で申請はできません。必ず、FAXでご申請下さい。

さい。

◎FAX用の申請用紙の配付施設

〈 北 部 〉

①大柏出張所（南大野2-3-19）

〈 中 部 〉

②第1庁舎（八幡1-1-1）2階

③市川駅行政サービスセンター（市川南1-1-1 ザ タワーズイースト3階）

〈 南 部 〉

④行徳支所（末広1-1-31） 2階 総務課

⑤南行徳市民センター（南行徳1-21-1）

（Q③-4）郵送での申請はできますか。

（A③-4）郵送での申請は受け付けておりません。インターネットまたはFAXで申請してください。

（Q③-5）間違った店舗の情報を入力してしまったのですが、修正はできますか。

（A③-5）黙食推奨ステッカー等申請窓口（電話047-711-1140）までご連絡してください。

（Q③-6）オンライン申請にある責任者名とは誰のことですか。

（A③-6）責任者とは、市から感染防止対策について確認させていただく場合に、責任をもって対応できる方を指します。

（Q③-7）感染防止対策取組宣言ステッカーをまだ申請していないのですが、今回、黙食推奨ステッカー等を申請しようと思います。何がもらえますか。

（A③-7）黙食推奨ステッカー、黙食推奨ポスターに加え、感染防止対策取組宣言ステッカーを送付します。

（Q③-8）以前、感染防止対策取組宣言ステッカーを申請し、店舗に掲示しています。黙食推奨ステッカー等も欲しいと思っていますが、何がもらえますか。

（A③-8）黙食推奨ステッカー、黙食推奨ポスターを送付します。なお、感染防止対策取組宣言ステッカーは送付しません。

《④チェックリスト》

（Q④-1）チェックリストは、すべて取り組んでいないと申請できないですか。

（A④-1）チェックリストの中で、必須項目についてはすべて取り組んでいることが必要です。努力項目についても、極力取り組んでください。ただし、努力項目については、取り組んでいなくても申請することは可能です。

（Q④-2）チェックリストを満たしていないと罰則等の不利益はありますか。

(A④-2) 本事業は、店舗の自主的な対策を応援するものであり、罰則は設けていません。

なお、店舗の利用者などから、感染対策に不十分であると市に問い合わせがあった場合は、店舗に連絡して、確認させていただくことがあります。

《⑤黙食推奨ステッカー等》

(Q⑤-1) 黙食推奨ステッカー等をどのように使用すればよいですか。

(A⑤-1) 店舗の机やアクリル板など店舗の利用者が閲覧しやすい場所に掲示してください。

(Q⑤-2) 黙食推奨ステッカー等のサイズを教えてください。

(A⑤-2) ステッカーは、A4サイズのシートに、1枚あたり30枚のシールが貼られています。ポスターは、A4サイズのポスターを1枚送付します。

(Q⑤-3) 黙食推奨ステッカー等の発送予定を教えてください。

(A⑤-3) 黙食推奨ステッカー等の発送は申請後概ね2週間程度での発送となります。

(Q⑤-4) 黙食推奨ステッカー等の再発行はできますか。

(A⑤-4) 原則、黙食推奨ステッカー等の再発行はいたしませんので、紛失しないように管理してください。

(Q⑤-5) 以前、感染防止対策キットを配付していたかと思いますが、今でももらえますか。

(A⑤-5) 8月31日の受付をもって感染防止対策キットの配付は終了しており、現在感染防止対策キットの配付は行っておりません。